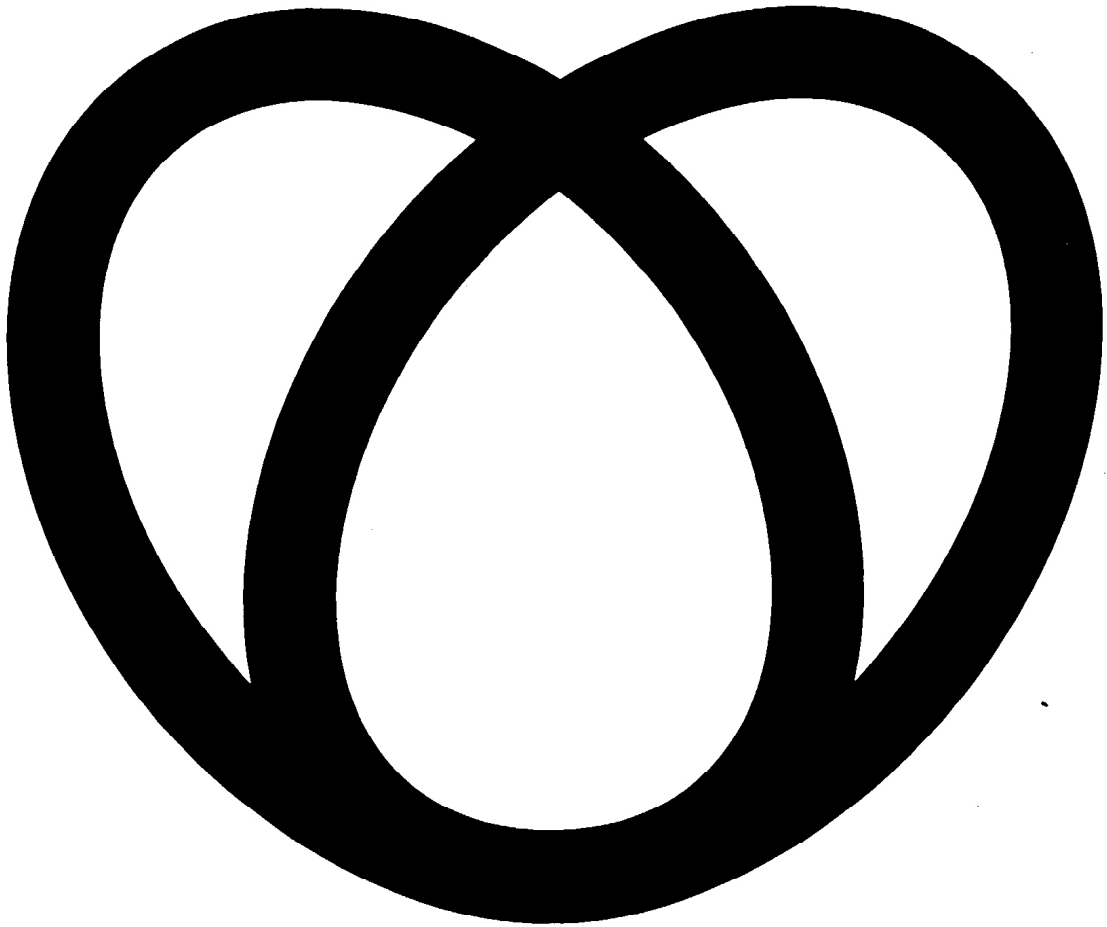


第5号様式（第12条第2項関係）



（注意）

- 1．大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
- 2．増築等又は修繕等の場合は、建築物移動等誘導基準に適合するものとして認定を受けた部分を記載すること。